

府保発第 1458 号
平成29年2月28日

各医療機関 院長 様
各薬局 代表者 様

府 中 町 長
(福祉保健部保険年金課)



府中町子ども医療費助成への改正について (通知)

平素から、福祉医療助成事業の運営については、格別のご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当町では、子どもに係る医療費の一部を助成する制度については、現在、小学生以下の子どもを対象としていますが、平成29年4月1日から、中学生以下の子どもまで対象とする「府中町子ども医療費助成制度」に改正します。

制度内容については、次のとおりです。

改正内容

制度名	改正前 (乳幼児等医療費助成)	改正後 (子ども医療費助成)
助成対象者	通院 小学校就学前の子ども 入院 小学6年生までの子ども	通院 小学6年生までの子ども 入院 中学3年生までの子ども
一部負担金	なし	住民税課税世帯 通院は、医療機関ごとに1日500円、月4日を限度とする。 入院は、医療機関ごとに1日500円、月4日を限度とする。 住民税非課税世帯 なし
所得制限	あり	あり (改正前から変更なし)
終了日	平成29年3月31日	
開始日		平成29年4月1日
受給者番号 町単独事業対象者	小学生 頭番号を「3」	小学生 中学生 頭番号を「3」
備 考	保険薬局 (院外薬局) で薬剤の支給を受けるときの、一部負担金なし (無料) については変更ありません。	

については、医療機関等での受け付けに際し、助成対象者の証次に伴う「助成の対象者であること」及び一部負担金の開始による「一部負担金の要否 (有無)」について、子ども医療費受給者証で確認していただくようお願いいたします。

なお、当町教育委員会が所管する就学援助による学校病医療費との関係は、学校病医療費が優先しますので、発行される医療券にて対応してください。子ども医療費受給者証にて対応した場合には、学校病医療費を請求することができなくなりますので、ご注意ください。

担当 保険年金課 年金福祉医療係
電話 082-286 3154

受給資格認定者への受給者証の変更

○平成29年3月31日まで有効な受給者証 (乳幼児等医療費助成受給者証)

この受給者証は、平成29年3月31日まで有効です。

助成対象は、「通院・入院」は「未就学児」「入院」は「小学生」

一部負担金は「無料 (一部負担金なし)」

◎平成29年4月1日から有効な受給者証 (子ども医療費助成受給者証)

1 一部自己負担金の有無

世帯が住民税課税または非課税により異なります。

(1) 一部負担金有 500円/日 (月4日まで)

※ 住民税課税世帯

この受給者証は、平成29年4月1日から有効です。

一部負担金は「500円/日 (月4日まで)」

入院は「1500円/日 (月4日まで)」

(2) 一部負担金無 無料

※ 住民税非課税世帯

この受給者証は、平成29年4月1日から有効です。

一部負担金は「なし」

入院は「なし」

2 助成対象は、「通院・入院」は「小学生まで」、「入院」は「中学生」です。

※保険薬局 (院外薬局) で薬剤の支給を受けるときの、一部負担金なし (無料) については変更ありません。